

# 藤沢市立大鋸小学校いじめ防止対策基本方針

(2022年4月1日より 一部改訂)

## 藤沢市立大鋸小学校

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する児童理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

#### (いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいた時に心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

※「児童」とは、学校に在籍する児童をいう。

#### (いじめの禁止)

本校児童は、自分や他の人を大切にしましょう。相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。また、嫌な気持ちになったときや嫌な気持ちになっている児童を見つけたら、行為をしている児童を止めたり、1人で悩まずに、周りの大人に相談したりしましょう。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校は市、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処します。また、いじめがなくなったと思われる後においても、児童が安心して学校に通うことができるよう取り組みます。

#### (家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭やPTA等は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

### **(地域との連携)**

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通して多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の間人関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

### **(関係機関との連携)**

いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、学校のみならず、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関、その他子どものいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して対処する必要があります。学校においては、日頃から情報交換の機会を持ち情報の共有を行うとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して取り組みます。

### **(児童会活動)**

本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

## **2 いじめの防止等に関する内容**

### **(1) いじめの未然防止のための取り組み**

- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図ります。校内研修については、年間計画に位置付け実施します。
- ・いじめの未然防止のための授業や日常の教育活動においても機会をとらえ、児童間でのいじめについての共通理解を図ります。
- ・いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことに努めます。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

### **(2) 道徳教育・人権教育の充実**

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。また、地域や学校など、様々な場面を通して実践している、いのちを大切にすることを育みふれ合うための教育である「いのちの授業」の充実を図ります。

### **(3) 情報モラル教育の推進**

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育の推進や、家庭でのルール作成等、必要な啓発活動を行います。

#### (4) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施します。
  - ① 児童対象「学校生活アンケート」 年3回
  - ② 家庭訪問などを通じた学級担任による保護者からの聴き取り
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行います。
  - ① 学級担任や学年の教職員との面談や電話での相談
  - ② 児童支援担当教諭や養護教諭との面談や電話での相談
  - ③ スクールカウンセラーとの面談や電話での相談
  - ④ 「藤沢市子ども相談フォーム」での相談（児童のみ）
  - \*相談・通報のあった事案は、「校内支援委員会」を通して情報共有に努めます。
  - \*児童は学校で相談することができます。保護者は連絡帳や電話にて相談を受け付けています。電話受付は9:00～17:00です。
- ・学校以外の相談窓口の紹介をします。（5.その他② 参照）

#### (5) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに【校内支援委員会】に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、【校内支援委員会】が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童（生徒）の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った児童に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

### 3 「校内支援委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置」を実効的に行うため、「校内支援委員会」を設置します。

#### (1) 「校内支援委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年代表者

- ※ 事案内容により、構成メンバーが増減します。
- ※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な有識者の参加を柔軟に検討します。

## (2) 活動内容

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証
- ②児童生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録、共有する役割
- ④いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催
- ⑤関係する児童生徒への事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ⑥いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ⑦いじめを受けた児童生徒の保護や支援、対応方針の決定
- ⑧いじめを行った児童生徒に対する指導、支援、対応方針の決定
- ⑨いじめを受けた児童生徒の保護者との連携
- ⑩いじめを行った児童生徒の保護者との連携
- ⑪他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ⑫学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

## (3) 会議の開催

- 基本的に月1回の定例会議を開催します。
- 必要に応じて臨時会議を開催します。

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

### (2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

### (3) いじめを受けた児童（生徒）及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

## 5 その他

①年に1回、いじめ防止に関する学校評価を行い、その結果を踏まえ改善に取り組みます。

②校外相談窓口一覧

藤沢市 いじめ相談ホットライン	0466-25-2500	9:00～17:00 土日祝日・年末年始はお休みです
藤沢市 学校教育センター	0466-50-3550	9:00～17:00 土曜日は12時まで。 土日祝日・年末年始はお休みです
藤沢市教育委員会指導課	0466-50-3559	8:30～17:00 土日祝日・年末年始はお休みです
藤沢市いじめ相談メール	「藤沢市いじめ相談メール」を検索 <a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp</a> (藤沢市ホームページトップ画面)	24時間アクセスできます
24時間 子どもSOSダイヤル (神奈川県立総合教育センター)	0120-0-78310 0466-81-8111	24時間365日相談できます
子ども人権110番 (法務省 全国共通フリーダイヤル)	0120-007-110	8:30～17:15 土日祝日・年末年始はお休みです

③校内年間計画

月	主な活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧学年担任より引継ぎ →子ども1人1人の把握</li> <li>校内支援委員会においていじめ防止対策基本方針、年間計画の作成</li> <li>藤沢市立大鋸小学校いじめ防止対策基本方針を全職員で共有</li> <li>いじめの理解を図る校内職員研修の実施</li> <li>年間指導計画、道徳教育年間計画の作成</li> <li>児童、保護者に授業や学校便り、懇談会にて藤沢市立大鋸小学校いじめ防止対策基本方針の理解を図る</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭訪問、面談など保護者との連携</li> <li>児童会活動年間計画の作成</li> </ul>
6月	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施（1回目） →ケースに合わせて聞き取り、指導等の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の実態に合わせた校内職員研修の実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち着いた学校生活のリズムづくり→学年での共有</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策基本方針の中間見直し</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活アンケートの実施（2回目）→ケースに合わせて聞き取り、指導等の実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談をいかした保護者との連携</li> <li>学校評価アンケートの実施</li> <li>学校の実態に合わせた校内職員研修の実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施（3回目） →ケースに合わせて聞き取り、指導等の実施</li> <li>学校評価アンケートの振り返りを行い、いじめ防止対策基本方針の見直しをし、改善策を考える</li> </ul>
2月	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>来年度への引継ぎ（保護者との面談）</li> </ul>

